

【喫煙について】

○神戸大学は敷地内全面禁煙です

神戸大学では、非喫煙者の受動喫煙を無くすとともに、快適な教育研究環境を確保し、学生及び教職員の健康増進並びに疾病予防を図り、あわせて、喫煙習慣がつかない環境を提供するために、2021年7月から全キャンパスにおいて敷地内全面禁煙を実施しています。

○大学敷地外での路上喫煙・吸い殻ポイ捨てについて

神戸市の条例では「市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。」と定められています。多くの方がルールを守り、受動喫煙防止に取り組んでいますが、大学の敷地外での喫煙、吸い殻の放置(ポイ捨て)により、近隣住民の方から多くの苦情をいただいています。また喫煙をめぐり近隣住民の方と口論になるトラブルも発生しています。

大学周辺での喫煙が、神戸大学学生の取るべき行為でないことを十分にご理解いただき、節度ある行動をお願いします。

なお、2025年11月から教職員等による見回りを開始し、キャンパス内外での路上喫煙者に対し注意喚起を行うとともに、吸い殻を回収しておりますので、ご協力をお願いします。

【飲酒について】

○過度な飲酒は危険です

各種行事の打上げやコンパなどで、大学生の急性アルコール中毒による事故が増え、ときには尊い命が失われています。過度な飲酒により引き起こされるさまざまな事故は、学生としての処分にとどまらず、大きな社会的制裁につながります。飲酒による事故を未然に防ぐため、一気飲みなどの過度の飲酒は行わないようにしてください。また、他の人に飲酒を無理に勧めることも控えてください。飲酒運転は絶対に行ってはいけません。

○未成年飲酒は法律で禁止されています

発達途上の脳や内臓などにアルコールは強い栄養を及ぼすことから、20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。成人年齢が18歳に引き下げられましたが、飲酒は引き続き20歳からとなります。20歳未満と知りながら飲酒を制止しなかった場合、監督者である大人が罰則の対象となります。飲酒をした本人を処罰する規定はありませんが、大学での処分の対象となることがあります。課外活動団体・サークルの飲み会で、身分証の貸し借りにより、店のチェックをかいくぐって20歳未満の部員が飲酒し、団体自体が資格取消し処分を受けた例もあります。

関連サイト

ビール酒造組合 STOP! 20歳未満飲酒ページ <https://stop-underageddrinking.com/>